

子幼保第693号

令和2年6月2日

一般社団法人さいたま市私立保育園協会
会長 大野 智子 様

さいたま市長 清水 勇人



緊急事態宣言解除後の対応に関する要望書について (回答)

令和2年5月22日付けご提出いただきました標記要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

・登園自粛要請の延長について

【回答】

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の解除を受け、令和2年5月31日をもって登園自粛の要請期間を終了することといたしました。感染症対策を講じながら、保育を提供していただくようお願いいたします。

・緊急事態宣言解除後の「保育の利用」について

【回答】

令和2年5月27日付け子幼保第621号「新型コロナウイルスに係る登園自粛要請期間の終了について」別紙「公立保育園の保護者の皆様へ」に記載のとおり、公立保育園においては、勤務時間と通勤時間のみとするなど保育時間の短縮に協力いただくよう依頼しております。この取扱いをご参考いただき、ご対応いただくようお願いいたします。

・PCR検査について

【回答】

本市においてはPCR検査の体制の充実に努めており、園児、職員、保護者が濃厚接触者となった際には、必要に応じて速やかに対応してまいります。

また、横浜市と同様に本市におきましても、行動調査結果(濃厚接触者の特定)が出るまで完全休園とすることとしております。なお、新型コロナウイルス感染症検査にて陽性と診断された場合の対応フローにつきましては、市ホームページにおきましても掲載しております。

・新しい生活様式を踏まえた保育等について

【回答】

令和2年5月27日付け子幼保第621号「新型コロナウイルスに係る登園自粛要請期間の終了について」において、発熱や呼吸器症状が認められる場合は登園を控えていただくこと、過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えていただくことを依頼しております。

・オンライン研修会等の実施の検討について

【回答】

オンライン研修会等、新しい形の研修のあり方につきましては、貴協会のご意見を伺いながら検討してまいります。

・臨時休園の基準作りについて

【回答】

災害時の臨時休園等については、これまでも貴協会と共同で研究や意見交換を行ってきました。今後の感染症や災害に係る臨時休園等の取扱いにつきましても、引き続き貴協会と研究・検討を進めてまいりますので、ご協力いただくようお願いいたします。

【担当】

子ども未来局 幼児未来部
保育課 民間保育係
048-829-1866